

東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（案）

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次、第三章の章名及び第八条の見出し中「不健全な」を削る。

第九条の三第二項及び第三項中「不健全指定」を「図書類の指定」に改める。

附 則

この条例は、令和六年〇月〇日から施行する。

（提案理由）

条例の趣旨に照らして、条例中にある「不健全」の文言を適切に改める必要がある。